



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

## Re: Re: Re: 【蘭越町】口頭意見陳述実施日について

---

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>  
To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

2024年4月3日 11:54

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。  
福岡から話は聞きました。

上申書については、審査会会長に内容を伝えて、日付と意見陳述の時間を各委員の了承を得て決めました。

上申書の写しについては、第2回審査会当日、委員の皆さんに配布する予定です。

4月9日の日程は、上申書の2を考慮して決めたものです。

午後から出張があるため、電子メールで回答させていただきます。

ほかにご質問があれば、電子メールでご返信願います。本日中に回答させていただきます。

[元のメッセージ非表示]



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

---

## Re: Re: Re: 【蘭越町】口頭意見陳述実施日について

---

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2024年4月3日 22:33

To: 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>

坂野殿

そんなことだろうと思っていました。  
貴方のしたことは、無印私文書偽造罪に抵触するおそれがあります。  
内容が期日変更の理由を綴ったものであるにもかかわらず、  
それを宛先とされた「蘭越町個人情報審査委員各位」に渡さず、  
坂野殿が設定した期日のままで進行させた事実は、文書の効力を『消滅』させるものです。  
それは、期日に変更されないまま、期日当日になって「蘭越町個人情報審査委員各位」に渡されたとしても、文書の効力は『消滅』したまま回復されません。

貴方が、速やかに期日を再設定するための行動をすることをお勧めします。

野村

2024年4月3日(水) 12:22 総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>:

[元のメッセージ非表示]



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**Re: Re: Re: 【蘭越町】口頭意見陳述実施日について**

総務係 <soumuka@town.rankoshi.lg.jp>  
To: KazuyaNomura <webpbi@gmail.com>

2024年4月4日 7:54

野村 一也 様

いつも大変お世話になっております。蘭越町 坂野です。  
何か思い違いをされているのかと思いますが、野村さんが希望したのは4月9日ではなかったのでしょうか？  
4月9日は野村さんが上申書で希望した日程で、審査会で希望していた10日又は11日の期日を変更して設定したものです。  
委員の方には内容を要約して野村さんの希望を伝えており、日程と口頭意見陳述時間の変更を了承していただいたものです。  
審査会設置規則第7条第3項により、審査会が期日及び場所を指定して招集するもので、今回は野村さんの指定した日に合わせ  
てもらいましたが、規定上は審査会が期日を指定することができるもので  
す。

[元のメッセージ非表示]



Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

**Re: Re: Re: 【蘭越町】口頭意見陳述実施日について**

Kazuya Nomura &lt;webpbi@gmail.com&gt;

2024年4月5日 8:00

To: 総務係 &lt;soumuka@town.rankoshi.lg.jp&gt;

農林水産課 坂野殿、総務課長 渡辺殿、総務課 福岡殿

第1 私（請求人）が上申書に記した内容は、次のとおり。

1. 4月9日の開催を求めたのではなく、4月9日に開催日の調整を求めたことは明らか  
a 上申書には、(1)から(4)までの4項目に渡って、時期を遅らせる合理的な理由が示された。  
b その上で、「時期については、情報公開請求（3月25日付）に対する決定が行われる4月9日に再調整していただけるようお願いします。」と記してある。
2. メール本文には「日程および方法の変更を求める上申書を添付するので、各委員に転送してください。」と記されている。
3. 上申書の宛先は、審査委員各位となっている。

第2 請求人が事前の打ち合わせで伝えた内容は、次のとおり。

1. 請求人は、事前の打合せにおいては、審査員宛ての文書（上申書）を送る理由を示した。
2. 文書とする理由のひとつに、坂野殿が自身が為した事務の失態についてさえ、紳士的ではないこと。

なお、第2に関し、3月26日の面談における音声記録と反訳を添付します。そこには、坂野殿が紳士的ではない言動が示されています。これらは音声記録と反訳は、別メールに添付したものと同じです。

第3 坂野殿による無印私文書偽造罪ないし不公正な事務の疑い

坂野殿のしたことは、無印私文書偽造罪に抵触するおそれがあります。  
請求人が、直前の面談で坂野殿の判断を拒否し、坂野殿の判断を介させないための文書（上申書）を送ることを伝えたうえで、上申書をおくったにもかかわらず、坂野殿は、宛先とされた「蘭越町個人情報審査委員各位」に渡さず、請求人に不利益の生じる期日を審査会に打診し、進行させた事実は、文書の効力を『消滅』させるものです。

請求人は、このたびの坂野殿の事務に対する見解を、総務課長 渡辺殿に求めます。

なお、請求人は、蘭越町が謝罪し、同様の事務が行われないう防止策を講ずるべきだと思えます。

ご回答のほど、よろしく申し上げます。

蘭越町富岡1035-3

野村 一也

2024年4月4日(木) 8:22 総務係 <[soumuka@town.rankoshi.lg.jp](mailto:soumuka@town.rankoshi.lg.jp)>:

[元のメッセージ非表示]

---

### 添付ファイル 2 件

 240326\_蘭越\_開示\_坂野渡邊今野02\_抜粋latest.mp3  
5094K

 240326\_音声記録(抜粋latest)反訳.pdf  
139K